

石炭じん肺訴訟の現状について

平成27年2月10日

商務流通保安G

石炭保安室

1. 経緯

石炭じん肺訴訟は、過去、国内の炭鉱で就労した労働者が、石炭の採掘、岩石坑道の掘進作業等に従事して多量の粉じんを吸入した結果、じん肺に罹患したとして、じん肺患者及びその遺族が、国及び石炭企業を相手取り損害賠償を求めて提訴しているもので、昭和60年12月に、鉱山保安法に基づく規制権限の不行使の違法性などを理由に国に慰謝料等を請求する初めての筑豊じん肺訴訟が提訴され、平成16年4月27日の最高裁判決で国（通商産業大臣）のじん肺発生防止のための規制権限の不行使が国家賠償法の適用上違法であることが確定したもの。

国は最高裁判決を踏まえ、以下の要件を充たす原告とは早期に和解し、要件を充たさない原告とは判決を求めていく方針で対応しているところ。

- （1）昭和35年4月1日から昭和61年10月31日までの間に国内の炭鉱の坑内で働いていたこと。
- （2）じん肺が進行し療養が必要であること、あるいはじん肺により死亡したものであること。
- （3）時効などにより、損害賠償請求権が消滅していないこと。

2. 現状

平成27年1月末現在、原告患者1,892名に約141億円の損害賠償金を支払い、係属中の原告患者数は札幌、東京及び福岡地方裁判所の208名であり、損害賠償金の支払い見込み額は約15.6億円。

3. 広報活動の強化

平成23年11月、未提訴の石炭じん肺患者へ和解手続き等の広報活動を開始。

平成26年5月、ポスター及びリーフレットの内容を見直し、医療機関の送付先を約3倍に増やしたところ。

<http://www.meti.go.jp/press/2014/04/20140425004/20140425004.html>

本件に関する法テラス等への問い合わせ件数は、以下のとおりで、平成26年6月～12月の7ヶ月で84件と大幅に増加。

(表) 法テラス及び石炭保安室への問合せ件数の推移

期間	23年度 (12月から)	24年度	25年度	26年度 4～12月
件数	24	31	11	84

なお、昨年10月の全国じん肺弁護団連絡会議等による要請行動の際には、原告弁護団長等から「今回のポスター、リーフレットが黄色で目立っていて好評。それを見て問い合わせたという人が何人もいて、患者救済に役立っており、お礼を申し上げる。」や「ポスターの「炭鉱で働いていた方を探しています！！」というフレーズが非常に心を打ちます。被害者の方から見ると国が探してくれているんだと感じられ、あのフレーズは良いです。」とのコメントを頂いたところ。

＜参考＞じん肺とは

主として小さな土ぼこりや金属の粒などの無機物または鉱物性の粉じんの発生する環境で仕事をしている方が、その粉じんを長い年月にわたって多量に吸い込むことで、肺の機能が線維化し、硬くなつて弾力性を失ってしまった病気をじん肺という。いったんじん肺にかかると、粉じん作業を止めた後も病気は進行する。じん肺そのものについては、現在、治療の方法はない。(厚生労働省ホームページから抜粋)

なお、じん肺法(第2条第1項第1号)の定義によれば、「粉じんを吸入することによつて肺に生じた線維増殖性変化を主体とする疾病をいう。」となつてゐるところ。

【内容を見直し送付したポスター及びリーフレット】

